

倶知安町地域防災計画の修正（案）の概要について

（本編、原子力防災計画編等）

1 北海道地域防災計画について

「倶知安地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市町村、道、指定地方行政機関（国の出先機関）、指定公共機関（通信、交通、電力、報道機関ほか）等の処理すべき事務又は業務の大綱等を定めるため、倶知安防災会議（会長：倶知安町長）が作成するもの。

【倶知安地域防災計画の構成】

本編

総則編、災害予防計画編、応急対策編、復旧計画編 等

原子力防災計画編

総則、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力中長期対策 等

倶知安町原子力災害避難等措置計画（原子力防災計画編に基づく）

総則、避難等措置の基本的事項、緊急時における配備体制、広報及び指示伝達、屋内退避、避難等安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限、救急医療体制 等

2 計画修正の趣旨

本町における自然災害や原子力災害対策の充実強化等を図る観点から、災害対策基本法に基づく町地域防災計画の一部修正、また北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正を踏まえた所要の修正を行う。

3 主な修正の概要

（1）本編

○ 災害対策基本法に基づく修正

【第2章 災害予防計画編】

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の定義の修正（第2節 第1項）
- ・福祉避難所の定義、指定基準及び福祉避難所の指定を加える。（第2節 第6項）

- 指定緊急避難場所等の見直しによる修正（令和元年9月書面審議）

【第2章 災害予防計画編】

- ・ 指定緊急避難場所等の指定の見直しによる修正（第2節 11～16）
- ・ 指定避難所の異常を現象の種類の見直しによる修正（第2節 11～16）

（2）倶知安町地域防災計画（原子力防災計画編）

- 北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に伴う修正
 - ・ 警戒事態が発生した場合の関係町村の活動体制について、発電所の被害状況に応じて段階ごとに規定。（第3章第5節）
 - ・ 原子力災害の進展状況に応じて、関係機関が相互に協力して住民の防護措置の実施方針案を作成することを明記。（第3章第5節）
 - ・ 避難先市町村における一時滞在場所の設置・運営に当たり、道は、関係町村からの要請に基づき、職員を派遣することを規定。（第3章第5節）
- 倶知安町地域防災計画（原子力防災計画編）の資料編の整理
 - ・ 同計画に記載している資料編の表記を「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の資料編」を参照する表記に変更する。（町と道の資料編が同一内容のため。）

（3）倶知安町原子力災害避難等措置計画

- 北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に伴う修正
 - ・ 「表2 - 5 - 1 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況」を「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の資料編」の当町の「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況」差し換える。（第3章第5節）